

基本理念，基本原則，体系図(再修正後)

基本理念

第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民等が生き生きと活躍できるまちづくり
- (2) 市民等が支え合って暮らせるまちづくり
- (3) 地域資源を生かし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちづくり
- (4) 北北海道における拠点性を生かしたまちづくり

基本原則

第5条 本市におけるまちづくりの基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市民主体の原則 市民等及び市が、まちづくりに関する情報を共有し、市民参加と協働による市民主体のまちづくりを推進すること。
- (2) 地域主体の原則 市民等及び市が、地域のつながり及びの特性を生かし地域主体のまちづくりを推進すること。
- (3) 健全な市政運営の原則 市が、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

基本条例の体系図(修正後)

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 基本理念及び基本原則

第4条 基本理念

第5条 基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

第6条 市民等の権利及び責務

第2節 議会

第7条 議会の責務

第3節 市長等

第8条 市長等の責務

第9条 職員の責務

第4章 市民主体のまちづくり

第1節 情報提供，情報公開，個人情報保護

第10条 情報提供

第11条 情報公開

第12条 個人情報保護

第2節 市民参加及び協働

第13条 市民参加

第14条 協働

第5章 地域主体のまちづくり

第15条 地域主体のまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第16条 行政手続

第17条 公正な職務の執行の確保

第18条 危機管理

第19条 計画的な市政運営

第20条 行政改革

第21条 国や地方公共団体との連携

第7章 条例の見直し

第22条 条例の見直し

基本理念，基本原則，体系図(前回)

基本理念

第4条 本市におけるまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりは、市民等がより一層生き生きと活躍できるまちを目指すことを基本とする。
- (2) まちづくりは、市民の支え合いによって、より一層安心して暮らせるまちを目指すことを基本とする。
- (3) まちづくりは、地域資源を生かし、将来にわたって活力があり、住み続けられるまちを目指すことを基本とする。
- (4) まちづくりは、北北海道の拠点都市としての機能の発揮及び充実を目指すことを基本とする。

基本原則

第5条 次の各号に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを推進する。

- (1) 市民参加のまちづくり 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、市民参加と協働によるまちづくりを推進するとともに、市民の自主性を生かしたまちづくりを推進すること。
- (2) 地域におけるまちづくり 市民等及び市は、地域の特徴や自主性を生かしながら相互にまちづくりを推進すること。
- (3) 健全な市政運営によるまちづくり 市は、総合的かつ計画的に健全な市政を推進すること。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 基本理念及び基本原則

第4条 基本理念

第5条 基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民等

第6条 市民等の権利及び役割

第7条 子どものまちづくりの関わり

第2節 議会

第8条 議会の責務

第3節 市長等

第9条 市長等の責務

第10条 職員の責務

第4章 市民参加のまちづくり

第1節 情報提供，情報公開，個人情報保護

第11条 情報提供

第12条 情報公開

第13条 個人情報保護

第2節 市民参加及び協働

第14条 市民参加

第15条 協働

第5章 地域におけるまちづくり

第16条 地域におけるまちづくり

第6章 健全な市政運営によるまちづくり

第17条 行政手続

第18条 法令遵守及び公益通報

第19条 危機管理

第20条 計画的な市政運営

第21条 行財政改革

第22条 国や地方公共団体との連携

第7章 条例の見直し

第23条 条例の見直し